

監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

平成 30 年 8 月 21 日

神奈川県監査委員	村 上 英 嗣
同	高 岡 香
同	太 田 眞 晴
同	佐 藤 光
同	高 橋 稔

第1 監査の対象

平成30年定期監査の対象となる出先機関357箇所のうち、平成30年4月26日までに結果を取りまとめた98箇所（他の出先機関及び本庁機関については、今後、監査結果を取りまとめ次第報告する予定）

第2 監査の実施

1 監査実施期間

平成29年12月28日から平成30年4月25日まで
（職員調査は、平成29年12月1日から平成30年3月27日まで実施）

2 監査の範囲

平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに必要な応じてその他の事務の執行について監査を実施した。

なお、必要な応じて、前回監査実施後の平成28年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行についても監査の範囲とした。

第3 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、指摘事項が34件認められ、その内訳は不適切事項32件、要改善事項2件であり、これを局等別に示すと次表のとおりである。

局等	実施箇所数	指摘事項が認められた箇所		内訳			
				不適切事項		要改善事項	
		箇所数	件数	箇所数	件数	箇所数	件数
政策局	2	0	0	0	0	0	0
総務局	8	1	2	1	2	0	0
くらし安全防災局	2	0	0	0	0	0	0
国際文化観光局	2	0	0	0	0	0	0
環境農政局	9	3	3	1	1	2	2
福祉子どもみらい局	9	3	5	3	5	0	0
健康医療局	9	4	6	4	6	0	0
産業労働局	9	0	0	0	0	0	0
県土整備局	4	3	6	3	6	0	0
企業庁	6	4	6	4	6	0	0
教育委員会	26	5	6	5	6	0	0
公安委員会	12	0	0	0	0	0	0
計	98	23	34	21	32	2	2

（注）1 「不適切事項」とは、次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- ① 法令に違反すると認められる事案
- ② 予算目的に反していると認められる事案
- ③ 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案
- ④ 事務処理等が適切を欠くと認められる事案
- ⑤ 前回までの監査で不適切事項又は注意事項となっている事案であって、是正、改善等のための努力又は検討がなされていないと認められるもの

2 「要改善事項」とは、次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告

を求める必要があるものをいう。

- ① 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案
 - ② 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案
- 3 健康医療局には神奈川県立保健福祉大学（平成30年4月1日公立大学法人神奈川県立保健福祉大学へ移行）を含めている。

2 不適切事項

(1) 項目別件数内訳

不適切事項32件の内容は、後記「4 箇所別の監査結果」のとおりであるが、指摘した事務の別に整理すると次表のとおりである。

項 目	件 数	構 成 率
	件	%
予 算 執 行	0	0
収 入	8	25.0
支 出	6	18.8
会計事務処理	0	0
契 約	6	18.8
課 税 徴 収	1	3.1
工 事	5	15.6
補 助 金	0	0
現金・有価証券	0	0
財 産	3	9.4
庶 務	1	3.1
指 定 管 理	2	6.2
計	32	100.0

(2) 特記すべき事案

不適切事項32件のうち、特記すべきものが次のとおり4件ある。

ア 金額的に特記すべき事案

- (ア) 過大支出又は収入不足の指摘でその規模が5万円以上のもの
 - (イ) 支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が10万円以上のもの
 - (ウ) 上記(ア)又は(イ)には該当しないが、収入又は支出に関する指摘でその規模が100万円以上のもの（契約手続に関するものを除く。）
 - (エ) 財産管理に関する指摘でその規模が100万円以上のもの
 - (オ) 契約手続に関する指摘でその規模が1,000万円以上のもの
 - (カ) 上記のいずれにも該当しないが故意又は重大な過失に対する指摘でその規模が1,000円以上のもの
- いずれも該当なし。

イ 内容的に特記すべき事案

- (ア) 法律・規則（政省令及び条例を含む。）違反のもの
 - a 同一箇所異なる法律・規則違反が3件以上あったもの
該当なし。

b 同一箇所で同一の法律・規則違反が3回以上行われたもの

(a) 収入

○ 児童保護措置費自己負担金等の収入未済 41 件、398,101 円について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限後 20 日以内に督促状を発行していなかった。
(福祉子どもみらい局 神奈川県中央児童相談所)

○ 短期入所利用者自己負担金等の収入未済 10 件、60,820 円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行しておらず、また、短期入所利用者自己負担金の収入未済 12 件、52,071 円について、同規則の規定に反し、納付期限後 20 日以内に督促状を発行していなかった。

(福祉子どもみらい局 神奈川県立総合療育相談センター)

○ 神奈川県動物保護センター建設基金に係る現金による寄附金収入15件、220,000円について、自所属の収入とすべきところ、生活衛生課の収入として処理していた。また、当該収入金を出納員へ引き継ぐ際に、神奈川県財務規則に定める現金集計表を作成していなかった。さらに、現金出納簿への記載に当たり、受入額、払出額の累計額を誤って11,000円過大に記載していた。

(注) 現金集計表を作成していなかったことのみが規則違反に該当

(健康医療局 神奈川県動物保護センター)

(b) 財産

藤沢土木事務所が管理する自家用小型貨物自動車3台について、道路運送車両法の規定により使用者に義務付けられている六月ごとの定期点検整備が実施されていなかった。

(県土整備局 神奈川県藤沢土木事務所)

c 法律・規則違反の状態が1年以上継続しているもの

該当なし。

(イ) 予算目的に著しく反しているもの

該当なし。

(ロ) 事務処理等が著しく不適切なもの

- a 法定期限はないが事務処理の遅延が1年以上にわたるもの
 - b 県民の身体、生命及び財産等に直ちに影響のあるもの
 - c 県民が利用する施設等の管理を怠り危険な状態となっているもの
 - d 業者等への支払の期限を6月以上遅延しているもの
- いずれも該当なし。

(ハ) 前回監査の不適切事項については是正、改善等がされていないもの

- a 「措置状況通知」に記載された措置を講じていなかったもの
 - b 措置の実効が挙がっていないもの
 - c 督促しても「措置状況通知」の提出が6月以上なかったもの
- いずれも該当なし。

3 要改善事項

要改善事項2件は次のとおりである。

(1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案

ア A重油の調達に関する件

(環境農政局 神奈川県水産技術センター)

水産技術センター（以下「センター」という。）は、漁業調査指導船の動力燃料であるA重油について、年間を通じて継続的かつ定期的に調達しており、年間の執行予定額が約1千万円であるため、年間契約等を締結する場合には一般競争入札を実施することになるところ、月1回の給油の都度、特定の3事業者（以下「特定3者」という。）による見積合せにより契約相手方を決定していた。

センターは、漁業調査や漁業取締を行うために保有する船舶のうち、総トン数105トンと最も大きな漁業調査指導船江の島丸について、その動力燃料であるA重油を年間を通じて継続的かつ定期的に調達しており、平成29年度における執行予定額は約1千万円となっている。このため、年間又は四半期契約などを締結する場合には、一般競争入札により契約相手方を決定することになるが、センターは、月1回の給油の都度、江の島丸が停泊する三崎港において給油用船舶による給油（以下「船舶給油」という。）の実施が可能な特定3者による見積合せを行い、契約相手方を決定していた。

このことについて、センターは、A重油の価格は、ガソリンと同様、非常に流動的であり、センターのように発注量が多い場合、単価の小さな差が調達総額に大きな影響を及ぼすことになり得るため、こうした価格変動に適切に対応するため、年間又は四半期契約などとはせずに、月1回の給油の都度、契約を締結することには一定の合理性が認められるとしている。そして、この結果、各契約の予定価格が、神奈川県財務規則第50条第1項第2号に定める、財産の買入れについて随意契約によることができる上限額である160万円以下となることから、上記のように見積合せにより契約相手方を決定しているとしている。

また、三崎港において陸上から船舶へ給油することが可能な施設は特定3者のうちの1者が保有する1箇所のみであり、船舶給油についても、事業者が保有する給油用船舶ごとに定められている航行区域の制約により、横浜港など三崎港以外の港湾を母港とする給油用船舶のうち、江の島丸への給油に用いられるような小型のものは、通常、三崎港まで航行することはできないこと、仮に、航行できる船舶であったとしても、三崎港までの航行に要する燃料コストが回収できるほど本件調達における1回当たりの給油量は多くないこと、そして、平成19年度に実施した指名競争入札において三浦市外の事業者が全て辞退したことなどから、競争入札を実施しても特定3者以外の応札は想定し難く、現在の方法によっても競争性や契約単価の適正性は損なわれているとまではいえないとしている。

しかしながら、前記の価格変動への対応については、会計局調達課が年間契約を締結し、あっせんを行っているガソリンなど車両等用燃料の全庁一括調達において、当初決定した契約単価を、資源エネルギー庁が毎週公表する石油製品価格調査における価格に一定の方法により連動させる形での対応が図られていることから、ガソリンと同じ石油製品であり、同調査の対象となっているA重油についても、こうした方法により対応することができると考えられる。

また、競争入札を実施しても特定3者以外の応札は想定し難いとしていることについては、航行区域の制約についての事実を正確に確認するには、県の石油類買入れに係る入札参加資格を有する事業者が保有する給油用船舶の航行区域を完全に把握する必要があるが、調達の都度、こうした点を確認することは事実上不可能に等しいと考えられること、三崎港以外の港湾を母港とする給油用船舶が燃料コストの点で不利であるにしても、具体的な燃料コストを把握していないなどの状況下では、事業者の応札意思を推定することは不可能であることなどから、特定3者以外の応札は想定し難いとするセンターの見解は妥当なものとは考えられない。

現に、江の島丸と同様に三崎港を母港とし、神奈川県立海洋科学高等学校が保有する実習船湘南丸（総トン数 646 トン、動力燃料A重油）については、1 回当たりの平均給油量が江の島丸の約 10 倍ある大型船舶ではあるが、平成 28 年度及び平成 29 年度に実施された 5 回の一般競争入札のうち 2 回において、特定 3 者以外の者（本社 横浜市）が落札し、三崎港において船舶給油を行っているという事実が確認されている。なお、これらの入札における落札単価について、同時期に実施された江の島丸の見積合せにおける落札単価と比較すると、スケールメリットが働いたことも要因であるとは考えられるが、1.62 円/ℓ から 12.96 円/ℓ 低額となっていた。

したがって、今後の A 重油の調達に当たっては、契約の透明性、競争性等を確保するため、年間契約等によることとし、車両等用燃料の全庁一括調達などにおける契約単価の設定方法を参考に A 重油の価格変動に適切に対応する方策を講じた上で、競争入札を実施するよう改善する必要がある。

イ 船舶等の有効活用に関する件

（環境農政局 神奈川県水産技術センター内水面試験場）

水産技術センター内水面試験場（以下「内水面試験場」という。）は、使用実績のない船舶 2 隻並びにこれら船舶に付属する備品である船台トレーラー 1 台及び船外機 6 台（以下、これらを合わせて「船舶等」という。）を所有し続けたまま有効に活用していない状況であった。

内水面試験場は、河川及び湖で調査や外来種駆除を行うため、船舶「丹沢」（総トン数 0.3 トン、備品台帳価格 411,600 円）及び「やまゆり」（総トン数 0.2 トン、備品台帳価格 259,560 円）を所有しているが、「丹沢」は平成 27 年 10 月を最後に、「やまゆり」は平成 23 年頃を最後に、それぞれ使用していない状況であった。また、「丹沢」の陸送や船台の役割を果たす船台トレーラー（備品台帳価格 136,500 円）や、船舶の推進システムである船外機 6 台（備品台帳価格計 921,221 円）も同様に使用していない状況であった。

そして、内水面試験場は、上記の船舶 2 隻を使用する場合に備えて、毎年保険料（平成 29 年度 2 隻分計 32,012 円）を支払っていたほか、5 年に 1 度、漁船及び登録票の検認費用（平成 29 年度 3,600 円）を支払っていた。

内水面試験場は、船舶等について、自らの事業として予定していない案件であっても、調査等の協力要請があった場合などのために所有し続ける必要があるとして、これまで他所属への管理換えや売却等の可能性は検討していなかった。

しかしながら、具体的な使用の見込みがないまま、船舶等が長期間にわたり有効に活用されていない現状は適切であるとはいえない。

したがって、内水面試験場において、調査等の協力要請等による船舶等の使用の可能性について検討し、今後も具体的な使用の見込みがないのであれば、関係各機関と調整のうえ、船舶等を必要としている他所属への管理換えや売却などを検討するなど、船舶等が有効に活用されていない現状を改善する必要がある。

(2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

該当する事案は認められなかった。

4 箇所別の監査結果

監査した 98 箇所のうち、不適切事項又は要改善事項が認められた箇所は 23 箇所、認められなかった箇所は 75 箇所で、それぞれの箇所をその属する局等別に整理すると次のとおりである。

(1) 不適切事項又は要改善事項が認められた箇所（23箇所、34件）

ア 総務局（1箇所、2件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県相模原県税事務所	平成30年3月9日（平成30年2月2日職員調査）	（不適切事項） 1 税務事務において、国外に住所等を有する者が取得した土地及び家屋に係る不動産取得税6件、153,100円の課税に当たり、納税管理人を定める旨の納税義務者からの申請を承認していたものの、神奈川県県税取扱要領の規定に反し、承認した旨を納税義務者に通知していなかった。 2 物品管理事務において、保守用工具1点（帳簿価額123,600円）の無償貸付けに当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、総務局総務室長の承認を受けていなかった。

イ 環境農政局（3箇所、3件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県水産技術センター	平成30年2月1日（平成29年12月12日職員調査）	（要改善事項） 「A重油の調達に関する件」 （前記3(1)ア参照）
神奈川県水産技術センター内水面試験場	平成30年2月1日（平成29年12月13日職員調査）	（要改善事項） 「船舶等の有効活用に関する件」 （前記3(1)イ参照）
神奈川県畜産技術センター	平成30年3月23日（平成30年1月29日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、肉用鶏売払い収入の収入未済1件、5,400円及びかながわ酪農活性化対策事業利用者負担収入の収入未済1件、6,102円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行していなかった。

ウ 福祉子どもみらい局（3箇所、5件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県中央児童相談所	平成30年1月31日（平成29年12月20日から同月22日まで職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、次のとおり誤りがあった。 1 児童保護措置費自己負担金等の収入未済41件、398,101円について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。 [特記前出] 2 前渡金受領職員口座で発生した預金利子1件、1円について、神奈川県財務規則運用通知に定める必要書類を指定金融機関に提出していなかった。
神奈川県立総合療育相談センター	平成30年1月31日（平成29年12月20日から同月22日まで職員調査）	（不適切事項） 1 収入事務において、短期入所利用者自己負担金等の収入未済10件、60,820円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行しておらず、また、

	日まで職員調査)	短期入所利用者自己負担金の収入未済12件、52,071円について、同規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。 [特記前出] 2 支出事務において、社会保険料の納付に当たり、被保険者負担分である歳計外現金の払出が遅延したことなどにより前渡金受領職員口座が残高不足になったため、結果として、平成29年4月分のガス料金(547,692円)の口座振替が行われず、期限後に支払っているものがあった。
神奈川県立中井やまゆり園	平成30年2月15日(平成30年2月14日及び同月15日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、医科用レセプト(診療報酬明細書)作成システム保守点検委託契約(契約額194,400円)の締結に当たり、保守点検を行う際に受託者に個人情報を取り扱わせているにもかかわらず、神奈川県個人情報保護条例の規定に反し、個人情報の取扱いに係る事項について約定していないなど、契約内容として必要な事項が記載されていなかった。

エ 健康医療局(4箇所、6件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県衛生研究所	平成30年4月10日(平成30年2月6日及び同月7日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、衛生研究所試験検査手数料に係る収入未済1件、144,480円について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。 2 支出事務において、平成29年4月分のガス料金(1,562,361円)について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息2,774円を支払っていた。
神奈川県精神保健福祉センター	平成30年2月7日(平成29年12月25日及び同月26日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、精神障害者措置入院医療費負担金について、徴収額(2件、20,644円)の決定が、必要書類が整った日から三月を超えて遅れていた。
神奈川県動物保護センター	平成30年4月20日(平成30年1月29日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、神奈川県動物保護センター建設基金に係る現金による寄附金収入15件、220,000円について、自所属の収入とすべきところ、生活衛生課の収入として処理していた。また、当該収入金を出納員へ引き継ぐ際に、神奈川県財務規則に定める現金集計表を作成していなかった。さらに、現金出納簿への記載に当たり、受入額、払出額の累計額を誤って11,000円過大に記載していた。 [特記前出] 2 契約事務において、産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託契約(契約額100,980円)の締結に当たり、

		賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定により定められた率である年2.7%とすべきところ、年2.8%と記載していた。
神奈川県立保健福祉大学（平成30年4月1日公立大学法人神奈川県立保健福祉大学へ移行）	平成30年3月28日（平成29年12月7日及び同月8日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、単価契約によるクリーニング代の支払に当たり、請求額の内容確認が不十分であったため、誤った請求金額に基づき支払っており、1件、3,129円が支払不足であった。

オ 県土整備局（3箇所、6件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県横須賀土木事務所	平成30年1月23日（平成29年12月4日から同月6日まで職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、普通財産の貸付けに係る賃貸料の収入未済1件、2,880円について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。
神奈川県平塚土木事務所	平成30年2月26日（平成29年12月25日から同月27日まで職員調査）	（不適切事項） 1 工事事務において、歩道整備工事の変更設計額の積算に当たり、変更後の設計額の総額（61,030,800円）には影響を及ぼさなかったものの、道路に設置する区画線工については、誤った単価加算率を適用したため、設計額が226,800円過大であり、また、共通仮設費については、土砂仮置場の借地料を計上しなかったため、設計額が226,800円過少であった。 2 指定管理者事務において、県立秦野戸川公園の少年野球場及び多目的グラウンドに係る利用料金額について、指定管理者の指定期間ごとに指定管理者からの申請に基づき承認すべきところ、現指定期間（平成27年4月1日から平成32年3月31日まで）の利用料金額については期間開始時に申請がなかったため承認していなかった。

<p>神奈川県藤沢土木事務所</p>	<p>平成30年2月20日（平成30年1月10日から同月12日まで職員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>1 工事事務において、平成28年度街路整備工事公共（その1）県単（その5）の変更設計額の積算に当たり、擁壁のコンクリート工について、水セメント比の指定ありの生コンクリートとすべきところ、指定なしのものとしたため、変更後の設計額（140,313,600円）が86,400円過少であった。その結果、変更後の契約額（133,181,280円）が82,080円過少であった。</p> <p>2 財産管理事務において、藤沢土木事務所が管理する自家用小型貨物自動車3台について、道路運送車両法の規定により使用者に義務付けられている六月ごとの定期点検整備が実施されていなかった。 [特記前出]</p> <p>3 指定管理者事務において、県立辻堂海浜公園及び県立湘南汐見台公園の公園施設に係る利用料金額について、指定管理者の指定期間ごとに指定管理者からの申請に基づき承認すべきところ、現指定期間（平成27年4月1日から平成32年3月31日まで）の利用料金額については期間開始時に申請がなかったため承認していなかった。</p>
--------------------	--	--

カ 企業庁（4箇所、6件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
<p>神奈川県企業庁相模原水道営業所</p>	<p>平成30年2月6日（平成29年12月20日及び同月21日職員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、検満量水器取替等業務委託契約（12件、単価契約）の締結に当たり、企業局総務部長通知による契約書作成日の特例に該当しないにもかかわらず、契約締結日である平成29年10月2日から遡及して、同月1日から契約の効力が生じることとしていた。</p>
<p>神奈川県企業庁相模原南水道営業所</p>	<p>平成30年2月21日（平成30年2月20日及び同月21日職員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>工事事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 相模原市南区相武台2丁目20番付近配水管改良工事（ゼロ県債）の設計額の積算に当たり、路面復旧工の路盤工について、下層路盤工を適用すべきところ、誤って上層路盤工を適用したため、設計額（57,402,000円）が108,000円過大であった。また、同工事の施工に当たり、給水管付替工の道路の掘削について、受注者に対する指導・監督が十分でなかったため、道路管理者が定める道路占用掘削許可条件では認められていない、えぐり掘により施工されていた箇所が4箇所あった。</p> <p>2 相模原市南区古淵4丁目4番付近配水管改良工事（ゼロ県債）の設計額の積算に当たり、路面復旧工の路盤工について、下層路盤工を適用すべきところ、誤って上層路盤工を適用したため、設計額</p>

		(29,235,600円)が64,800円過大であった。
神奈川県企業庁藤沢水道営業所	平成30年3月19日(平成30年1月23日及び同月24日職員調査)	(不適切事項) 工事事務において、藤沢市片瀬山5丁目24番付近配水管改良工事(概数設計)の変更設計額の積算に当たり、道路に設置する区画線工について、誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の設計額(38,998,800円)が32,400円過少であった。その結果、変更後の契約額(37,928,520円)が31,320円過少であった。
神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所	平成30年3月9日(平成30年1月17日及び同月18日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 1 城山ダム展望台の簡易トイレの借上に係る賃貸借契約(契約額228,744円)の第1四半期分57,186円の支払について、契約で定められた期限までに支払っていないかった。 2 相模貯水池堆積土砂しゅんせつ工事に伴い生じる漁業上の損失に係る協定書に基づく補償金額について、物価変動を考慮するに当たり、総務省統計局が公表する相模原市の消費者物価指数の1年間の変動率を合理的な理由がないまま3で除しており、補償金額の算定が適正を欠いていた。

キ 教育委員会(5箇所、6件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立体育センター	平成30年4月3日(平成30年2月14日及び同月15日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、特定建築物環境衛生管理業務委託契約(契約額144,720円)による水質検査業務について、受託者からではなく、受託者が再委託した者からの検査結果報告書に基づいて履行確認を行っていた。
神奈川県立鶴見総合高等学校	平成30年1月19日(平成29年12月5日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、トイレ改修工事請負契約(契約額2,160,000円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、検査調書の作成を省略していた。
神奈川県立横浜平沼高等学校	平成30年1月29日(平成29年12月15日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、平成29年6月分の電気料金(822,614円)について、支払期限までに支払を行っていないかった。その結果、遅延利息50円を支払っていた。
神奈川県立新栄高等学校	平成30年4月20日(平成30年3月8日職員調査)	(不適切事項) 1 物品管理事務において、購入により取得したノート型パーソナルコンピュータ3点(税込単価50,652円)について、出納の通知や備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の出納及び管理に係る手続を行っていないかった。 2 庶務事務において、遠足生徒引率指導業務に係る教員特殊業務手当について、特殊勤務手当実績整理簿へ

		の記載を行わなかったため、2件、2,200円を支給していなかった。
神奈川県立横須賀工業高等学校	平成30年1月19日（平成29年12月4日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、機械警備業務委託契約（契約額1,697,760円）の締結に当たり、会計局長通知による契約書作成日の特例に該当しないにもかかわらず、契約締結日である平成29年7月14日から遡及して、同月1日から契約の効力が生じることとしていた。

(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所（75箇所）

ア 政策局（2箇所）

神奈川県統計センター、神奈川県立公文書館

イ 総務局（7箇所）

神奈川県緑県税事務所、神奈川県川崎県税事務所、神奈川県平塚県税事務所、神奈川県藤沢県税事務所、神奈川県小田原県税事務所、神奈川県厚木県税事務所、神奈川県自動車税管理事務所

ウ くらし安全防災局（2箇所）

神奈川県総合防災センター、神奈川県消防学校

エ 国際文化観光局（2箇所）

神奈川県パスポートセンター、神奈川県立国際言語文化アカデミア

オ 環境農政局（6箇所）

神奈川県水産技術センター相模湾試験場、神奈川県東部漁港事務所、神奈川県西部漁港事務所、神奈川県立フラワーセンター大船植物園（平成30年4月1日指定管理者制度を導入）、神奈川県県央家畜保健衛生所、神奈川県湘南家畜保健衛生所

カ 福祉子どもみらい局（6箇所）

神奈川県立かながわ男女共同参画センター、神奈川県立女性相談所、神奈川県平塚児童相談所、神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所、神奈川県厚木児童相談所、神奈川県立さがみ緑風園

キ 健康医療局（5箇所）

神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター、神奈川県立煤ヶ谷診療所、神奈川県立平塚看護大学校、神奈川県食肉衛生検査所、神奈川県立保健福祉大学実践教育センター（平成30年4月1日公立大学法人神奈川県立保健福祉大学へ移行）

ク 産業労働局（9箇所）

神奈川県計量検定所、神奈川県かながわ労働センター、神奈川県かながわ労働センター川崎支所、神奈川県かながわ労働センター県央支所、神奈川県かながわ労働センター湘南支所、神奈川県障害者雇用促進センター、神奈川県立産業技術短期大学校、神奈川県立東部総合職業技術校、神奈川県障害者職業能力開発校

ケ 県土整備局（1箇所）

神奈川県城山ダム管理事務所

コ 企業庁（2箇所）

神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所、神奈川県企業庁海老名水道営業所

サ 教育委員会（21箇所）

神奈川県教育委員会教育局湘南三浦給与事務所、神奈川県教育委員会教育局県央教育事務所、神奈川県教育委員会教育局中教育事務所、神奈川県立図書館、神奈川県立光陵高等学校、神奈川県立金沢総合高等学校、神奈川県立金井高等学校、神奈川県立横浜修悠館高等学校、神奈川県立川崎工科高等学校、神奈川県立住吉高等学校、神奈川県立上溝南高等学校、神奈川県立七里ガ浜高等学校、神奈川県立茅ヶ崎北陵高等学校、神奈川県立三浦臨海高等学校、神奈川県立厚木高等学校、神奈川県立伊志田高等学校、神奈川県立中央農業高等学校、神奈川県立寒川高等学校、神奈川県立二宮高等学校、神奈川県立鶴見養護学校、神奈川県立中原養護学校

シ 公安委員会（12箇所）

神奈川県山手警察署、神奈川県戸部警察署、神奈川県旭警察署、神奈川県泉警察署、神奈川県瀬谷警察署、神奈川県幸警察署、神奈川県中原警察署、神奈川県麻生警察署、神奈川県浦賀警察署、神奈川県三崎警察署、神奈川県大船警察署、神奈川県平塚警察署

